

静岡県稲梓県営林J-クレジット販売要領

(趣旨)

第1条 県が稲梓県営林で取得したJ-クレジット(以下「県営林クレジット」という。)を、カーボン・オフセットに取り組む事業者に、直接取引により販売することに関して必要な事項を本要領に定める。

(用語の定義)

第2条 本要領におけるJ-クレジット制度に関する用語については、「国内における地球温暖化対策のための排出削減・吸収量認証制度(J-クレジット制度)実施要綱」(平成25年4月17日付け経済産業省、環境省、農林水産省策定)の定めるところによる。

(購入者の募集)

第3条 県営林クレジットの購入者の募集は、県ホームページにより行う。

2 募集は、県が保有する県営林クレジットの数量の範囲内で行い、県ホームページに販売する数量を公表する。

(販売予定単価及び最低販売量等)

第4条 県営林クレジットの販売予定単価及び最低販売量等は、県が別に定める。

(購入の申し込み)

第5条 県営林クレジットの申し込みは、様式第1号から第3号に必要事項を記入の上、窓口への持参、郵送、電子メールのいずれかの方法により、県に提出する。

2 前項の規定は、次に掲げる者を対象外とする。

- (1) 違法又は不適当な行為により営業停止その他の不利益処分を受けている個人、法人、その他の団体等。
- (2) 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団を言う。以下同じ)又は暴力団の構成員であると認めらるに足りる相当の理由がある個人、法人、その他の団体等。
- (3) 特定の政治、思想、宗教等の活動を目的とした法人、その他の団体等。
- (4) 法令又は公序良俗に反する法人、その他の団体等。
- (5) 行政機関からの行政指導による改善がなされていない法人、その他の団体等。
- (6) その他、適切な取引ができないと認められる個人、法人、その他の団体等。

3 県は、第1項の規定による申し込みがあった場合は、県営林クレジットの購入に係る審査に必要な範囲において、購入希望者に対し、追加資料の提出を求めることができる。

(購入者の決定)

第6条 県は、前条第1項の規定による申し込みがあった場合は、先着順に内容を審査の上、県営林クレジットの購入者を決定する。

2 県は、前項の審査結果について、購入希望者に書面（様式第4号）により通知する。

(契約の締結)

第7条 県は、前条第1項の規定により決定した場合は、契約書（様式第5号）を作成し、購入者と売買契約を締結する。

(売買代金の納入)

第8条 購入者は、県営林クレジットの売買代金を、県が発行する納入通知書により納入する。

(県営林クレジットの移転、無効化)

第9条 県は、前条の規定による納入を確認後、J-クレジット登録簿において、県の口座から購入者が指定する口座に、販売した県営林クレジットの移転手続きを行う。

2 県は、購入者が第7条の規定による契約締結までに前項の口座を指定しない場合は、販売した県営林クレジットの無効化を行う。

3 県は、前項の規定による無効化を行った場合は、購入者に無効化通知書の写しを送付する。

4 購入者は、第1項の規定による移転又は第2項の規定による無効化を確認した際は、県に遅滞なく受領書（様式第6号の1）又は無効化処理確認書（様式第6号の2）を提出する。

5 購入者は、購入した県営林クレジットの無効化を行った場合は、県に無効化通知書の写しを送付する。

(証明書の発行)

第10条 購入者は、県営林クレジットを購入した証として、証明書の発行を希望する場合は、県に証明書発行申請書（様式第7号）を提出する。ただし、次に掲げる場合は、申請することができない。

(1) 購入者自身によるカーボン・オフセットを目的としない場合。

(2) 県以外から県営林クレジットを購入した場合。

2 県は、前項の規定により申請があった場合は、証明書（様式第8号）を発行する。

（裁判管轄）

第11条 この要領に定めることに関し、裁判上の紛争が生じた場合は、静岡県静岡市を管轄する裁判所を合意管轄裁判所とする。

（協議）

第12条 この要領に定めのない事項について疑義が生じた場合は、県と購入希望者又は購入者が誠意をもって協議し、解決を図る。

（その他）

第13条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、県が別に定める。

附則

この要領は、令和7年1月20日から施行する。